

令和 6 年度
芦屋町
人権啓発冊子

とも い なかま
~「共に生きる」すてきな仲間づくりをめざして~

たが そん ちよう
お互いが尊重される
ま ち 地域づくり

芦屋町教育委員会



芦屋小学校 4年 中村 美晴



山鹿小学校 2年 富永 小遙



芦屋中学校 1年 永井 翔和



芦屋東小学校 2年 垣添 翔太

はじめに

「人間が人間らしく幸せに生きていくための権利」を「人権」と言います。これは、みんなが生まれながらにして持っている権利であり、私たち一人一人の生命や自由・平等を保障し、日常生活を支えている大切な権利です。

私たち、多くの人たちと交わり、お互いに支え合いながら暮らしています。さまざまな個性を持つ他人と助け合うためには、お互いを尊重することが何よりも大切です。一方、お互いを認め合うことの大切さを忘れてしまうと、そのつもりがなくても、知らぬ間に他人を傷つけてしまうことがあります。私たちは、自らの人権はもちろん、他の人の「人権」についても正しく理解し、すべての人が尊重されなければなりません。

芦屋町では、地域の実情に即した人権教育・啓発を推進するため、平成24年度に「芦屋町人権教育・啓発基本計画」、令和5年度に「第2次芦屋町人権教育・啓発基本計画」を策定しました。現在、この計画に基づき人権教育・啓発に取り組み、人権意識の向上を図っています。

この冊子が、町民の皆さんに人権問題の正しい理解を促し、芦屋町が目指す「お互いが尊重される地域づくり」の一助となることを期待しています。



もくじ



03 さまざまな人権課題

04-05 同和問題について

06-07 外国人の人権について

08-11 小中学生の人権啓発標語・啓発ポスター

12 部落差別の解消の推進に関する法律

12-13 人権擁護委員を知っていますか？

14 芦屋町の取り組み

15 ご活用ください。人権教育啓発教材

じんけんかだい

さまざまな人権課題

こうれいしゃじんけん 高齢者の人権

こうれいかすすかいごひつようひとふ
高齢化が進み、介護を必要とする人が増えるにつれ、
かぞくかいごふたんつかさふたん
家族への介護負担が積み重なっています。その負担が
ふづけっかこうれいしやざやくたいもんたいあ
増え続けた結果、高齢者を虐待するという問題が起きて
かぞくむだんふどうさんちよさんめいぎ
います。また、家族が無断で不動産や貯金の名義を
かざいさんもんたいお
変えたり、財産をだましとるなどの問題も起きて
います。

しようひとじんけん 障がいのある人の人権

はどうてんじじてんしゃ
歩道の点字ブロックを自転車でふさいでしまったり、
しようしゃせんようちゅうしゃしょうひといがい
障がい者専用の駐車スペースに障がいのある人以外が
ちゅうしりりかいこうどうしよう
駐車したりするなど、理解のない行動により障がいの
ひとせいかつせばもんたいお
ある人の生活が狭められている問題が起きています。

どうわもんたい 同和問題

どうわちくうそだりゆうきほんてき
同和地区に生まれ育ったという理由で、基本的
じんけんしんがいくにこゆうじんけんもんたい
人権を侵害されてきたわが国固有の人権問題です。
いまけっこんしゅうしょくさべじじょようおつづ
今も結婚や就職などで、差別事象が起こり続けており、
きんねんあくしつさべつとしょはんぱい
近年では悪質な差別図書の販売やインターネットな
さべつてきじょうほうひろもんたいお
どにおいて差別的な情報が広がるなどの問題も起
いています。

インターネットによる じんけんしんがい 人権侵害

ふとくていしたうりょうしゃようい
インターネットは、不特定多数の利用者に容易に
じょうほうはっしんいっぽうはつしんしゃとくめいせい
情報発信できる一方、発信者に匿名性があることから、
たにんひぼうちゅうしょひょうげんさべつじょちょうひょうげん
他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現が
けいさいはんざいひがいしゃじつめいかおじやしんけいさい
掲載されたり、犯罪被害者の実名や顔写真が掲載
もんたいお
されたりするなどの問題が起きています。

たじんけんかだい その他の人権課題

かんせんじょうひょうさいきんかんせんじょうかん
HIV感染症やハンセン病、最近では感染症に関
れんじんけんもんたいはんざいひがいしゃかぞくたいじん
連した人権問題、犯罪被害者やその家族に対する人
けいせんじょうじんけんしんがいせいどういつせいじょう
権侵害、ホームレスへの人権侵害、性同一性障がいを
りゆうじんけんしんがいわたしまわ
理由とした人権侵害など、私たちの周りにはさまざま
じんけんかだいそんざい
な人権課題が存在しています。

じんけん 子どもの人権

しんこくしゃかいもんたいじどうぎやくたい
深刻な社会問題にもなっている児童虐待やいじめ、
きいんふとうこうもんたいお
それらを起因とする不登校などの問題が起きています。
じどうぎやくたいしんたいてきせいてきしんりてきざやくたい
児童虐待では、身体的・性的・心理的虐待のほか、
てきせつせわいくじほうき
適切な世話をしないネグレクト(育児放棄)といった
もんたいお問題も起きています。

じょせいじんけん 女性の人権

おとこしごとおんなかていだんじょやくわりこいてき
「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的
いしきしゃかいねづよのこおつと
にとらえる意識が社会に根強く残っており、夫・パート
なーからの暴力(DV)や、性犯罪といった「女性に対
ぼうりょくせいはんざいじょせいたい
する暴力」など、女性の人権を侵害する重大な問題が起
きていています。

がいこくじんじんけん 外国人の人権

がいこくじんたいむりかいごかいき
外国人に対する無理解、誤解、決めつけなどから、
じゅうたくにゅうきょうしゅうしょくにゅうてんきょひもんたい
住宅への入居や就職、入店を拒否されるなどの問題が
おあがいこくじんにほんじんあいだう
起きています。また、外国人と日本人の間に生まれた
たいへんけんもんたい
子どもに対する偏見なども問題になっています。

せいてきじょうすうしゃじんけん 性的少数者の人権

せいてきじょうすうしゃひとようしょうきたいじょう
性的少数者の人は、幼少期からいじめの対象と
しゃかいでしゅうしょくしょくばふとう
なりやすく、また社会に出てからも就職や職場で不当な
あつかうじぶんせい
扱いを受けることがあります。そのため、自分の性の
かたいわからもだれうあ
あり方に違和感を持つても、誰にも打ち明けられずに
ひとりなやつづしゃかいてきこりつもんたいお
一人で悩み続け、社会的に孤立するなどの問題が起きて
います。

どうわもんだい

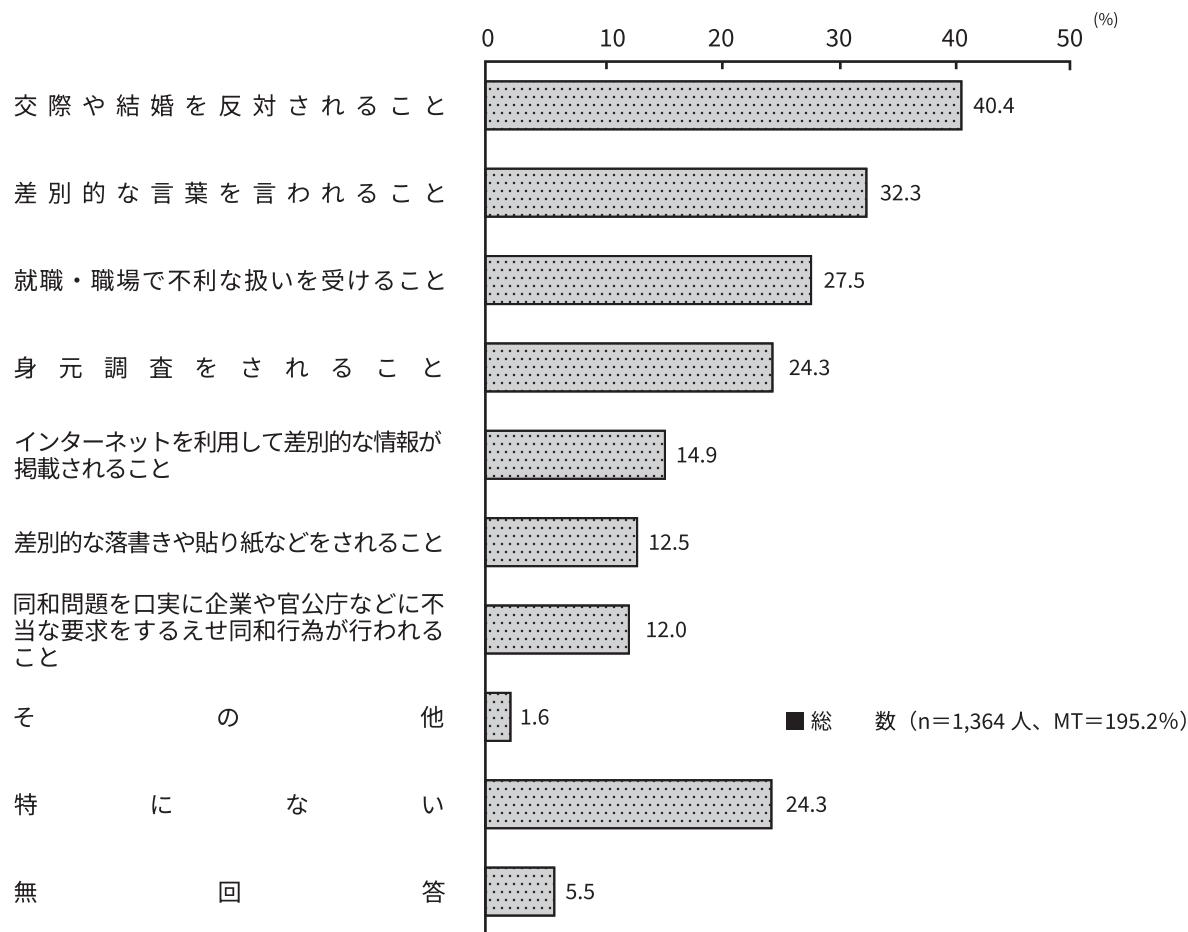
同和問題について

どうわもんだい

同和問題とは

日本には、同和地区や被差別部落などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚や就職などの際にいわれのない差別や不当な扱いを受けるという問題があります。これが、いわゆる同和問題であり、日本固有の人権問題です。日本社会が発展する過程で形づくられた身分構造に基づく差別で、同和地区出身の人々などが長い間、経済的、社会的、文化的に苦しい状態を強いられていきました。当事者をはじめ、国や自治体なども解決へ向けてこれまでにさまざまな取り組みを進めてきましたが、今なお日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、憲法が保障する基本的人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題となっています。

(部落差別・同和問題をしつているとする者に、複数回答)



内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)から

いま のこ さべつ 今もなお残る差別

○結婚、就職などにおける差別

じぶん こうさいあいて どうわちくしゅっしん わ ぱあい おや しんせき けっこん はんたい しゅうしょく さい
自分の交際相手が同和地区出身であると分かった場合に親や親戚から結婚を反対されたり、就職の際に

さいよう げんじつ お どうわちくしゅっしんしゃ しら
採用されなかったりすることなどが現実に起きています。また、同和地区出身者であることを調べるために、

しょくむ たにん こせきとうほん しゅとく たちば ひと いらい せいど あくよう ふせい こせきとうほん にゅう
職務で他人の戸籍謄本などを取得できる立場にある人に依頼するなど、制度を悪用して不正に戸籍謄本を入

しゅ じれい お
手するといった事例も起きています。

○差別落書きなど

どうわもんだい かん さべつてき らくが じあん はっせい
同和問題に関する差別的な落書きがされたり、ビラがまかれるといった事案が発生しています。

とく きんねん じょう ふとう さべつてきとりあつか じょちょう ゆうはつ もくとき とくてい ちいき どうわちく
特に近年は、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区で

してき じあん はっせい じょう じょうほう いちど かくさん かんせん さくじよ
あると指摘するなどの事案も発生しています。インターネット上の情報は、一度拡散してしまうと完全に削除

むずか もんだい
されることが難しいため問題となっています。

○えせ同和行為

どうわこうい どうわもんだい こうじつ きぎょう ぎょうせいきかん ふとう あつりょく こうがく ほん う
えせ同和行為は、同和問題を口実に企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、高額の本を売りつけたり、

きふきん きょうよう こうい
寄附金を強要するなどの行為です。

こうい どうわちくしゅっしんしゃ たい へんけん じょちょう どうわもんだい かいつけ こば おお よういん
こうした行為は、同和地区出身者などに対する偏見を助長し、同和問題の解決を阻む大きな要因となって

います。

同和問題の解決をめざして

どうわもんだい たい さべつ しせん かんが かた も ひと すく
同和問題に対して、「そっとしておけば、差別は自然となくなる」という考え方を持っている人も少

かんが かた たいど さべつ わたし しゃかい
なからずみられますが、こうした考え方や態度では差別を私たちの社会からなくすことはできません。

どうわもんだい かいつけ む わたし もど もんだい さ ちいき か
同和問題の解決に向けて私たちに求められることは、問題について避けるのではなく、地域、家

てい がっこう しょくば ばめん ひとりひとり しゅたいてき かんが どうわもんだい
庭、学校や職場などさまざまな場面で一人一人が主体的に考えていくことです。そして、同和問題につ

ただ りかい さべつ ゆる つよ こころ も たにんごと じぶんじしん とら こうどう
いて正しく理解し、差別を許さない強い心を持って、他人事ではなく自分自身のことと捉えて行動し

たいせつ ひとりひとり じぶん かんが とく どうわもんだい かいつけ じつけん
ていくことが大切です。一人一人が自分にできることを考え取り組んでいき、同和問題の解決を実現しましょう。

外国人の人権について

わたし よせい う ひとり にんげん にんげん い
私たち、この世に生を受けたかけがえのない一人の人間として、だれもがみんな、人間らしく生き、幸せに暮らす権利「人権」を持っています。そして「人権」は、お互いに相手の立場を認め合い、
けんり じゅう そんちょう なた 権利や自由を尊重しあうことによって成り立っています。

さて、現在の世界や私たちの社会は、国際化が急速に進んでおり、日本を訪れる外国人も増加傾向にあります。こうした中、外国人と触れ合う機会が多くなってきています。

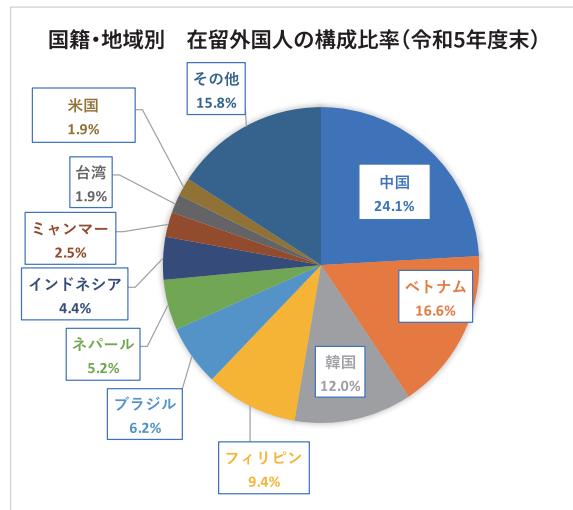
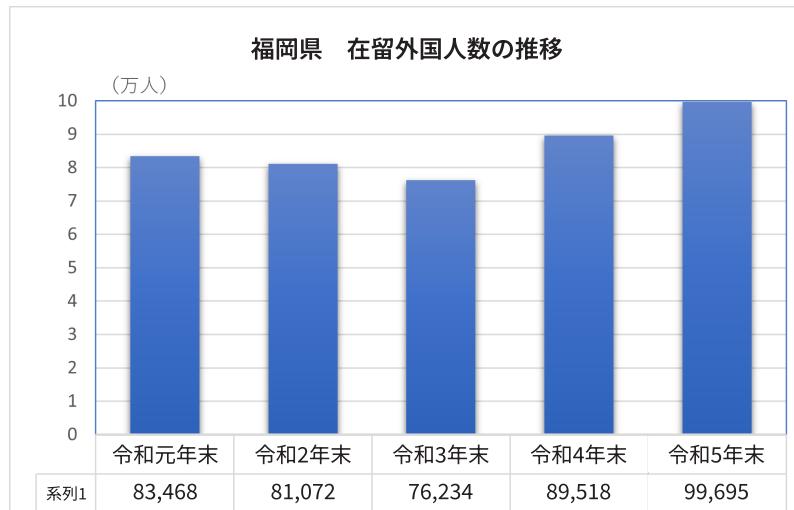
しかし、文化、生活習慣、言葉など日本人と異なる場合が多いため、私たちは先入観や偏見をもって外国人に接してしまうことがあります。

今後さらに多くの外国人が日本で暮らすことが予想されます。改めて、外国人の人権について考えてみましょう。

日本や福岡県にはどのくらいの外国人がいますか？

れいわ ねんまつざいりゅうがいこくじんすう ぜんねんひ ぞう まん にん かこさいこう こうしん いつぽう ふく
令和5年末在留外国人数は、前年比10.9%増の341万992人で過去最高を更新しています。一方、福岡県在留外国人数は、前年比11.3%増の9万9,695人です。

こくせき ちいきべつざいりゅうがいこくじん こうせいひりつ いちゅうごく い い かんこく い
また、国籍・地域別在留外国人の構成比率では、1位中国、2位ベトナム、3位韓国、4位フィリピン、
5位ブラジルの順となっています。



もんだい

さまざまな問題

○地域生活について

- ・アパートやマンションへの入居や公衆浴場への入浴を断られる。
- ・日本語が話せないことで医療機関での受診を断られる。
- ・言葉がわからぬことで、さまざまな公共サービスの存在を知ることができない。など

○労働について

- ・働く場所や期間が一定でない、賃金が安いなど、就労の形態や条件が差別される。
- ・応募者本人の能力や適性よりも国籍で判断されることがある。
- ・15歳未満であるのに働かされていることもがいる。など

○教育について

- ・日本語指導を必要とする児童生徒が増加している。
- ・外国人を理由に、あるいは、日本語が話せないことで、仲間はずれにされる。など

もし、自分が外国で生活しているとき、外国人というだけの理由で不合理な扱いを受けたら、どう感じるでしょうか。言葉が通じないから、習慣が違うからなどといって、一律に外国人を日本人とは異なる取扱いをすることは、その人の人権を侵害することになります。宗教上の理由から食べられないものがったり、お酒が飲めなかったり、その国の民族衣装で学校や職場に通ったりする人たちもいることを認識し、それぞれの立場を認めあいましょう。



小中学生の人権啓発標語・啓発ポスター

あしやしょうがっこう 芦屋小学校

人はそれぞれちがう
みんなにやさしく

3年 岡田 莉好

いじめなし
みんな仲よく
すごそうね
3年 都合 柏翔

人権は
一人につ
大切

5年 佐藤 琉空

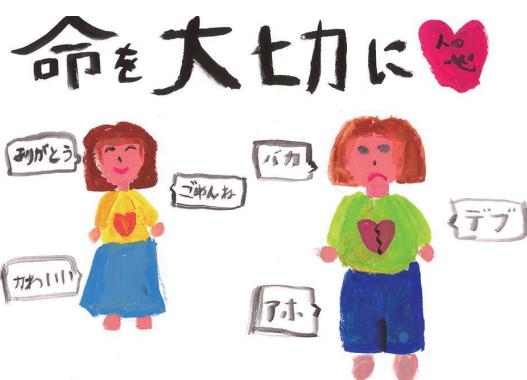
やめてという
その言葉で
人救う
5年 刀根 泰理



4年 岡蓮人



4年 小川花道



4年 末次梨乃



4年 山本夏葵

あしやひがしちょうがっこう 芦屋東小学校

すいません
あやまるよりも
ありがとう
4年 磐田 ひかり

思いやり
みんなの笑顔
大切に
4年 川村 竜空

大じょうぶ
一人じゃないよ
仲間だよ
5年 河野 咲姫

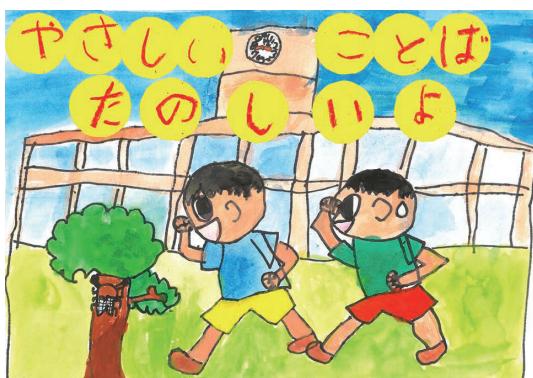
ありがとう
みんなを笑顔にする魔法
6年 堤 祐稀



4年 松田 鷹勢



4年 西川 礼萌



1年 小田 清陽



5年 垣添 心晴

やまがしょうがっこう
山鹿小学校

いじめダメ
大事ななかま
まもうよ
3年 野口 愛華

ありがとう
なかよくなれる
あいことば
3年 梶原 碧太

ありがとう
ごめんなさいは
じぶんから
3年 嘉戸 惺一空

思いやり
みんながもてば
いじめゼロ
4年 平岡 旦陽



6年 古野 夏南



6年 稲富 寿々



1年 寺本 愛菜



6年 三友 彩歌

あしやちゅうがっこう 芦屋中学校

その言葉
相手の人生
変わるかも
1年 西川 彩葉

見てるだけ
見てみぬふりも
いじめだよ
1年 新田 あかり

多様性
いろんな人を
認めあおう
2年 來島 充輝

無関心
見ている側も
見られてる
2年 新郷 拓磨



1年 阿南 柚希



1年 岡田 陽葵



1年 三好 嵐太



1年 山野 虹泉

ぶらくさべつ

かいしょう

すいしん

かん

ほうりつ

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。部落差別(同和問題)とは日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上でさまざまな差別を受けるなどの、わが国固有の重大な人権問題です。部落差別の解決を図るため、国や地方公共団体を中心にさまざまな取り組みが進められてきましたが、今もなお同和問題に関する差別落書きやインターネットを悪用した誹謗中傷などの差別事象が発生しています。

この法律は、部落差別は許されないものであるという認識の下、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実などについて定めることにより、部落差別を解消する必要性について国民一人一人の理解を深め、部落差別のない社会を実現することをめざしています。

私たち一人一人が同和問題を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会づくりを行わなければなりません。

じんけんようごいいん

し

人権擁護委員を知っていますか？

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間の人々で、現在全国で約1万4千人が活躍しています。芦屋町では3人が町との連携・協働のもと、人権まつりなどの場を活用した効果的・効率的な啓発などの活動を行っています。

また、皆さん的人権が侵害されないよう見守り、もし侵害があった場合には相談相手となって適切な対応による救済をはかります。「これは人権問題かな」と感じる困りごとや心配ごとがありましたら、人権擁護委員または法務局や役場の相談窓口にご相談ください。



しゅうがくまえしせつ ほうもん 就学前施設(保育所(園)・幼稚園・認定こども園)訪問

平成20年度から就学前施設(保育所(園)・幼稚園・認定こども園)で、人権学習会を開催

しています。

人間形成の基礎を培う幼少期から人権にふれることで、人権意識の定着につながるとともに、自分自身や人の気持ちを思いやる心を育み、お互いを尊重できる態度や行動の育成につながります。

令和6年度は若葉保育所で行いました。人権擁護委員の話を聞き、人権アニメを視聴したあと、人権啓発キャラクター「人KENまもる君・人KENあゆみちゃん」、芦屋町のイメージキャラクター「アッサー」がこどもたちに会いに来てくれて、一緒に記念撮影をしました。また、あゆみちゃん、アッサーと「友だちを大切にして仲良くすること」をみんなで約束し、こどもたち一人一人が人権に触れることができました。



じんけん はなうんどう 人権の花運動

「人権の花運動」とは、おもに小学生に対する人権啓発活動として昭和57年度から、法務局と人権擁護委員協議会が主催しています。配付されたひまわりの種を、こどもたちみんなで育てることを通して、協力、感謝することの大切さを学ぶとともに、やさしい思いやりの心を体得させ人権意識を身につけてもらうことを目的としたものです。

芦屋町では毎年、指定された小学校がこの運動に取り組んでおり、令和6年度は芦屋東小学校3年生のこどもたちが取り組みました。みんなで協力して丁寧に育てたひまわりの種は、大きく立派な花を咲かせました。



あしやまちとく

芦屋町の取り組み (啓発事業の紹介)

福岡県同和問題啓発強調月間(7月)の取り組み

どうわもんだい かいけつ ふくおかげんない もよお
同和問題の解決をめざし、福岡県内ではさまざまな催しが
 おこな あしやまち じんけんこうえんかい じんけんけいはつ てん
行われています。芦屋町では、人権講演会や人権啓発パネルの展
 じ こうほうし けいはつきじけいさい がいとうけいはつ おこな
示、広報紙への啓発記事掲載、街頭啓発を行っています。
 まいとし こうえんかい かいさい
毎年さまざまなテーマで講演会などを開催していますので、
 みな さんか
皆さんご参加ください。



▲人権講演会のチラシ

人権週間(12月4日~10日)の取り組み

せかい ひとびと きほんてきじんけん じゅう そんちょう かくほ しょうわ ねん こくれんそうかい せかいじん
世界の人々の基本的人権と自由を尊重し確保するために、昭和23年の国連総会で「世界人
 けんせんげん さいたく ご こくれん さいたく ひ がつ か じんけん さだ に
権宣言」が採択されました。その後、国連では採択の日である12月10日を「人権デー」と定め、日
 ほん じんけん さいしゅうび しゅうかん がつ か か じんけんしゅうかん さだ せんこくかくち じん
本では「人権デー」を最終日とする1週間(12月4日~10日)を「人権週間」と定め、全国各地で人
 けんいしき こうよう はか けいはつかつどう てんかい
権意識の高揚を図るための啓発活動が展開されています。

あしやまち たが そんちょう まち じんけん おこな
芦屋町においても「お互いが尊重される地域づくり」をめざして、「人権まつり」などを行って
 います。



▲人権まつりの様子

人権啓発カレンダー・人権啓発冊子の発行

じんけんもんだい ちょうみんひとりひとり もんだい
人権問題は、町民一人一人の問題です。カレンダーをめくりながら、家庭の中で豊かな人権
 かんかく はぐく エク あしやまち きず ねが しょうちゅうがくせい
感覚を育み、温もりのある芦屋町をみんなで築いていこうという願いから、小中学生のポ
 ひょうご けいさい じんけんけいはつ じんけんきょういく けいはつしりょう かてい きょう
スターや標語を掲載した「人権啓発カレンダー」や人権教育の啓発資料として、家庭や教
 いくげんば りょう もくとき あしやまちじんけいはつさし たが そんちょう まち まい
育現場での利用を目的として芦屋町人権啓発冊子「お互いが尊重される地域づくり」を毎
 としさくせい ぜんせたい はいふ
年作成し、全世帯に配布しています。

ご活用ください。人権教育啓発教材

あしやまち じんけん どうわきょういくけいはつきょうざい か だ した けいさい さくひん ほか たすう
芦屋町では、人権・同和教育啓発教材を貸し出しています。下に掲載している作品の他にも多数ありますので、

りよう
ご利用ください。

もうしこみさき
申込先

きょういくいいんかい しようがいがくしゅうか しゃかいきょうよくがかり
教育委員会 生涯学習課 社会教育係 TEL 223-3546 (直通) ちょうつけ

	名 称	時 間	内 容
ドラマビデオ	あかね雲	53分	母であり教師である部落出身の女性の悩み、苦しみ、そして心境の変化を通して、自らの生きる意味と、家族の心の揺れを描く。
	おばあちゃん ありがとう	52分	差別に文字を奪われながらも、一所懸命生きてきたおばあちゃんの生き方を通して、共に生きる喜びや仲間づくりの大切さを学ぶ。
	おはようの声が響く街に	35分	差別に文字を奪われながらも、希望を見出し、それを乗り越えながら力強く生きる三世代の家族。一方、差別をしてはいけないことを知りながら、世間体にこだわる両親の心を正していく高校生。
	風と大地と梨の木と 「カナエの結婚」	40分	同和地区に理解を示す主人公が、妹が障がい者と結婚することに反対する。しかし、二人の前向きにいきようとする姿を見て、自分の身勝手さに気づく。
	風と大地と梨の木と 「故郷はひとつ」	45分	同和地区出身の親友との交流を通して、世間体とは何か、なぜ、人は世間体にどらわれているのかを問い合わせ、人権を尊重することの大切さを学ぶ。
	今日もよか天気たい	35分	視覚障がいのある一人の女性「京子」を通して、周りの人が「人権」の大切さに気づいていくストーリー。
	ヒューマン博士と考えよう	28分	差別の歴史をひもときながら、差別された人々の生産と労働、芸能や文化への関わりを、ヒューマン博士(アニメーションキャラクター)がわかりやすく解説します。
	ぬくもりの彩	36分	突然障がいを持った高齢者との同居を余儀なくされた家族が、同和地区に住む青年との出会いをきっかけに、それぞれが同和地区に対する差別意識の誤りに気づき、人を思いやる心や家族のぬくもりを取り戻していく「心の変化」を描いた作品。
	みんなで考える部落の歴史	77分	福岡県の被差別部落の歴史を取り扱った歴史教材。三部作品。 (第一部) つくられた身分制度 (第二部) 部落差別の強化 (第三部) 部落差別をなくすあゆみ
	いのち輝く灯	48分	障がいをもつ身となった主人公と家族やまわりの人々との関係を通して、「人権」とは何かを問いかけ、何故、人が人の人権を無視するのかを見る人に問いかける。
アニメーションビデオ	おじいちゃんの花火	25分	交通事故で両親を失い、自分自身も障がいを持つようになった主人公が、未だに会ったことのない祖父に会う旅に出る物語を通して、人と人のつながり、人権尊重の社会づくりの大切さについて考える。
	鬼の子とゆきうさぎ	22分	中学1年生が書いた愛の童話。鬼の子と人間の女の子ユキとの不思議な友情の中から、私たちが忘れているやさしさや、おもいやりの心、家族のぬくもりが、あたたかい感動として伝わってくる作品。
	きずだらけのりんご	23分	人間に化けて騙した女の子と友だちになつたいたずらタヌキ。すっかり人間だと信じられ友だちとしての楽しい日々が続くが、嘘をついているのに耐えられなくなってくる。そんなタヌキが取った結論は?
	シンフォニー こころの交響楽	43分	家族の身近なところで起こる言葉や力による暴力の問題を取り上げ、「人間の尊厳・いのちの尊さ」、「自他共により良く生きていくためには何が必要か」、「家族のあり方」などを考える。
	陽だまりの家	42分	母親がホームヘルパーの仕事をするようになったことから、母と娘は「陽だまり」のような暖かさを持つ80歳の女性に出会い、彼女や取り巻く人たちから様々なことを学んでいく。「共生」「命の尊さ」「交流」等について考える。
DVD	部落解放運動の歩み	60分	全国水平社創立から2012年までの部落解放運動の歩みの3部構成となっています。
	同和問題 ～過去からの証言、未来への提言～	61分	我が国固有の人権問題である同和問題に焦点を当て、国や地方公共団体、企業等のさまざまな団体における人権教育・啓発に携わる職員等が身に付けておくべき同和問題に関する歴史的経緯、当時の社会情勢、問題の本質等について、関係者の貴重な証言や解説等を中心に分かりやすく簡潔にまとめています。
	障害のある人と人権	33分	障害のある人が直面する人権問題や心のバリアフリーの実現に向けた取組などを紹介し、「障害のある人と人権」について考えていきます。
	すべての人の幸せを願って	35分	世界人権宣言及び国際人権諸条約が自分たちの身近にある人権課題とどのように関わっているかを国際的な視点から考えるために4つの人権課題とそれに関連する条約を資料映像や写真、事例の再現ドラマなどで紹介しています。
	外国人の人権 違いを認め、共に生きる	33分	外国人に対する偏見や差別をなくし、皆が住みよい社会を築くために私たちにどのようなことが問われているかを学びます。
	インターネットと人権 加害者にも被害者にもならないために	30分	インターネットを利用する上での危険性や、安全な利用方法・対策について、わかりやすくまとめたものです。
	性的マイノリティと人権 あなたがあなたらしく生きるために	30分	性的マイノリティについて人権の視点で理解を深め、学ぶことができる性的マイノリティの入門編です。
	ハンセン病問題 ～過去からの証言、未来への提言～	56分	ハンセン病問題に焦点を当て、国や地方公共団体、企業等のさまざまな団体における人権教育・啓発に携わる職員等が身に付けておくべきハンセン病問題に関する歴史的経緯、当時の社会情勢、問題の本質等について、関係者の貴重な証言や解説等を中心に分かりやすく簡潔にまとめています。

あしやちょうみんけんしょう 芦屋町民憲章

みどりゆた うみ そら
一. 緑豊かな 海も空もきれいなまちにします

たが たいせつ て
一. お互いを大切にし ふれあいの手をつなぎます

はたら しあわ かてい
一. たのしく働き 幸せな家庭をつくります

がくしゅう けんこう なかま わ
一. 学習や健康づくりに 仲間の和をひろげます

み す
一. きまりを身につけ 住みよいまちにします



みんなちがって、みんないい

わたし き
私たちには、気づいていないけれど、

ひと たい へんけん も
人やものごとに対する偏見を持ってしまいがちです。

こんきょ じぶん
でも、なんの根拠もないことで自分をしばるのは、

たが い
お互いを生きにくくしてしまいます。

ひとりひとり ちが ちが
一人一人みんな違います。違っていいのです。

たが ちが りかい
お互いの違いを理解することが、

たが じんけん まも
お互いの人権を守ることにつながっていきます。

日常生活の中で

わたし にちじょう ことば こうどう なか き
私たちは日常の言葉や行動の中で、気づかないうちに

ひと さず
人を傷つけていることがあります。

ほか ひと おも じんけんもんだい き
他の人のことを思いやることで、さまざまな人権問題に気づき、

ほか ひと じんけん たいせつ
他の人の人権を大切にすることができます。

じぶん じんけん まも
そして、それは自分の人権を守ることにつながってくるのです。